

關東印刷労働組合規約草案

第一章 総則

一 本組合ハ關東印刷労働組合ト稱ス

二 本組合ハ出版印刷事業ニ従事スル労働者ヲ以テ組織ス

三 本組合本部ヲ東京市ニ置ク

四 本組合ハ日本労働組合連合会ニ加盟ス

第二章 目的及事業

五 本組合ハ日本労働組合連合会ニ加盟シテ其ノ主張ノ貫徹ヲ

目的トス

六 本組合ハソノ目的達成ノ手段トシテ尤モ事業ヲ行フ

ハ事業相談

ハ法律相談

ハ教育

ハ労働争議ノ解決

第三章 組織及機関

一 本組合ハ支部幹事会大会ヲ以テ構成ス

二 支部

イ 会員五名以上ヲ以テ組織シテ支部構成ス

ロ 支部長一名ヲ支部代表者ヲ充テ

ハ支部代表者ハ其ノ所属支部ニ對シテ責任ヲ負ヒ其

ノ任期ハ六月トシ再任ヲ妨ケズ但シ支部員三分